

徳島県告示第四百二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和四年七月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地			
福田整形外科病院	徳島市南内町二丁目三四番地	医療法人福田整形外科病院	介護療養型医療施設	令和四年六月三十日